

Title	国際商取引とその紛争の変容 : 最近の二つの立法・司法での対応に関連して
Author(s)	西口, 博之
Citation	国際公共政策研究. 2007, 11(2), p. 65-74
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11456
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

国際商取引とその紛争の変容

一最近の二つの立法・司法での対応に関連して一

Changes of Disputes in the International Business
—In Relation to the Recent Legislative and Judicial Examples—

西口博之*

Hiroyuki NISHIGUCHI*

Abstract

In relation to the recent changes of the disputes in international business, two examples have been spotlighted from both legislative and judicial points of view.

One is the new judgment by the Japanese Supreme Court regarding the judicial immunity for state contracts. The other is the amendment of intellectual property rights.

This paper is firstly to seek to understand the background of the changes for the international business and their disputes and secondly to show the new trends from both legislative and judicial aspects and lastly to introduce two examples to symbolize these new trends.

キーワード:並行輸入、職務発明、間接侵害、国際破産、国家の商業活動

Keywords: Parallel Import, Office Inventions, Indirect Injuries,

International Bankruptcy, Judicial Immunity for the state contract

^{*} 平安女学院大学教授、大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

I. はじめに

最近、今後の国際商取引に係わる紛争の解決に大きな影響を与える可能性のある二つの立法例・ 裁判例が示されたことで、大きな話題を呼んでいる。その一つは、「知的財産推進計画2006」の一 環としての産業財産権四法の改正であり、いま一つは国家の商業活動に関連する平成18年7月21 日最高裁判決である。

我が国企業の国際商取引は、戦後のモノのクロスボーダ取引である貿易取引中心からこの十数年はサービス・技術取引という無体財産並びに海外投資取引というカネの取引の拡大へと大きく変容を遂げてきた。

このように国際商取引の内容自体が多様化・複雑化するなかで、例えば技術取引では知的財産権 が絡む商事紛争が多発する一方、海外投資取引では外国国家を相手とした商取引での紛争なども生 じるに到っている。

本稿では、特にこれらの二つの話題に言及しつつ、かかる我が国の国際商取引の変容にともなう 商事紛争の実態とそれに対する最近の法の対応について論ずるものである。

Ⅱ、国際商取引の多様化・複雑化とその紛争

1. 知的財産が絡む国際商取引と紛争

(1) 並行輸入(商標権・特許権を中心として)

知的財産が絡む商事紛争は、その対象が産業財産権・知的財産権といわれる特許法・実用新案法・ 商標法・意匠法などであるが、とりわけ商標・特許(発明)に関するものが多いようである。

その一つとして、特許とか商標に関するライセンス契約に絡む問題としての商標権を中心とする 並行輸入がある。

並行輸入とは、その原産国における真正商品が第三国に流通し、その価格差が大きい場合に、第 三国からも輸入国にその国の当該商品の総代理店経由と並行して輸入されるケースである¹¹。

商標・特許に係わる並行輸入は、それまで一つの法理論として商標権独立の原則又は属地主義の原則をその根拠に否認して来たが、1997年以降にはその侵害を否定する違法性阻却理由を國際用尽論(特許法中心に)とか商標機能説(商標権中心に)に求め、それを容認するようになったが、これは時代の要請に合致するための下級審の司法判断が先行し、現在では最高裁による判断も出てきている。特許法関連でBBS特許事件(平成9年7月1日)並びに商標法関連でフレッドペリー事件(平成15年2月27日)がある²⁾。

¹⁾ 弊稿「並行輸入と国際ライセンス契約の特約条項違反―最近のフレッドペリー事件を中心として―」『国際商取引学会年報』 第7号(2005年)40頁以下。

²⁾ 弊報告「知的財産侵害品と並行輸入—商標権・特許権に守られた商品の輸入の例外—」『日本貿易学会第46回全国大会研究 報告』参昭。

(2) 職務発明(特許権)

国際商取引に係わる特許関連の紛争としては、外国における特許権の保護の問題がある。それは我が国で取得し、同時に外国でも取得した特許権の保護の問題であり、先ず外国で取得した特許権の効力が特許権者と使用者の間で争われる問題と、その特許権者と第三者によるその外国特許権の侵害の問題である。この前者の問題が職務発明の問題であり、後者が後述する間接侵害による特許保護の問題である。

前者の問題は、職務発明による外国特許権への35条適用問題であり、外国における特許を受ける権利の保護は、これまでは属地主義によってその適用並びに保護は否定的であったが最近の司法判断については変化が生じている。即ち、最近三つの判例(平成16年1月29日東京高裁判決並びに平成16年2月24日東京地裁判決更にごく最近の平成18年6月8日東京地裁判決)が下級審ながら属地主義にとらわれずに労働関係に適用すべき法をもって一元的に規律するとする考え方を示した外、ごく最近になり上述平成16年1月29日東京高裁判決の上告審においてもこれを支持する最高裁判断が示されるに至った30。

(3) 間接侵害と「輸出」概念の見直し

上記職務発明以外に、いま一つは外国で取得した特許権の侵害問題が間接侵害による保護が受けられるかどうかの問題である。

そもそも知的財産権の侵害に対しては、我が国では直接侵害以外に間接侵害による保護があり、 特許法101条・実用新案法28条並びに商標法37条・意匠法38条などがそれを規定している。

しかし、それらの規定では、「輸出」は侵害行為として規定されていないため、侵害行為に当たる製造や譲渡等の段階で捕捉することが出来ない場合や、こうした行為が秘密裏に行われた場合には、それぞれの知的財産権を侵害する模倣品が輸出される段階で発見されても差し止め等を行うことが出来ず、こうした行為を看過せざるを得ない場合があるとの指摘がある。又、侵害品若しくは模倣品が輸出国から日本において積み替えられ第三国へ輸出される新たな手口が発生している現状を踏まえ、侵害品の通過を水際で取り締まることの必要性が指摘されている。

所で、これらの知的財産法での侵害行為の中にどうして「輸出」が含まれないのかについては、これまで確固とした議論がなされていないようで、先般来の産業構造審議会知的財産政策部会での法改正可否の検討材料としても問題視されているようである。

この点については、逆にどうして「輸出」が含まれていないかとの疑問が出てきた近時を捉えて、 我が国における経済環境の変容を考えるときに納得がいくような気がする。即ち、戦後の一連の知 的財産権に関する規定が定められた時期では、最近のような経済活動の國際化・グローバル化が見 られず、「輸出」に係わる侵害が余りあるとは考えられなかったことと、知的財産権に対する「属 地主義」原則がその根底にあったものと思われる。

³⁾ 弊稿「職務発明による外国特許権の効力-特許法35条の適用問題-」『JCAジャーナル』第52巻第6号(2005年)10頁以下。 最高裁ホームペイジ(三菱電機事件並びに日立製作所事件上告審に関しての判決全文)参照。

いま少し具体的に言えば、我が国の国際商取引が貿易輸出入取引中心であった時代では、発明は外国から取り寄せるものであってもその特許が付随するような商品の輸出は殆ど無く、意匠・商標にしても著名商標の海外からの取り入れはあっても、それを海外に出すことは皆無であり、わずかに我が国の商品が外国に出る際の意匠(デザイン)の日本国内での秩序維持は輸出品デザイン法などにおいて個別的に規定されていたもので、特許・商標・意匠を通じて「輸出」の意味合いが現在とは相当の乖離があったものと思われる。

しかし、その後、国際商活動が輸出入貿易中心から技術・サービス取引とか海外投資取引へと拡大を見せるにつれて、我が国の知的財産権も日本国内での保護に加えて、それら特許なり商標・意匠の対応する外国での権利登録の必要性が増加し、外国での権利の保護の必要性が増加してきたのではないかと考える。そして、その当時では、上述したような「属地主義」原則の矛盾が目立たず、当然のこととして「輸出」は検討外であったのではないかと考える⁴⁾。

今回の「知的財産推進計画2006」による産業財産権四法の改正がこれらの「輸出」に関連する 侵害行為を規制するための法の対応として実現したのは、商標権を中心とする模倣品の輸出入の規 制以外に、特許権を中心とする侵害品の輸出行為にもその規制を可能にしたことで、大きな意味が あるものと言える。

2. 知的財産以外の国際商取引と紛争

(1) 国際破産

これは、一国において宣言された破産の効力が他国に及ぶ範囲に関する問題で、國際破産と呼ばれる。破産法には、立法上、普及主義・属地主義・折衷主義の三つの主義がある。

普及主義は、一国において宣言された破産の効力が国境を越えて他国に及び、他国所在の破産者の財産も破産財団を構成し、その他の法律関係も破産裁判所所在国の法律によって律しうるとする主義で、フランス・ドイツなどが採用する。一方、属地主義は、破産の効力を破産裁判所所在国に限定する主義で、我が国や米国がその主義による。また、折衷主義は、動産については普及主義、不動産については属地主義、外国破産は国内の破産者所属動産に対して効力を及ばすが、国内破産は原則として動産・不動産の区別なく、破産者の在外財産に効力を及ばすもので、英国の採用する主義である。

我が国における破産法の場合、その第3条において、「日本に於いて宣言したる破産は破産者の 財産にして日本にあるものに付いてのみその効力を有す②外国に於いて宣言したる破産は日本に於 ける財産に付いてはその効力を有せず③民事訴訟法に依り裁判上の請求を為すことを得べき債権は 日本に在るものと看做す」と明確な属地主義を示している。これは、破産開始決定は破産者の総財 産に対する一般的差し押さえの意味を有し、したがって、日本国の国家権力の発動であるから、日

⁴⁾ 弊稿「不正貿易取引と知的財産権一知的財産権の侵害と「輸出」概念の見直し一」『CIPICジャーナル』第169号(2006年) 1 頁以下。

本国の領土外には及ばないという建前である(第1項)。同様に、外国に於いて宣言した破産の効力は当該外国の国家権力の及ばない我が国に対し、当然にはその効力、特に内国の財産に対して包括的執行効力を及ぼさないとしたものである(第2項)。本条第3項は、属地主義の適用上、わが国内に在る財産といっても、債権については、動産・不動産と異なり、無形であるため、判定が困難であるから、我が国において民事訴訟により請求できる債権は我が国に在るものと看做し、属地主義の適用につき疑義のない様にした。本条における、属地主義の適用の対象である日本に在る財産については、債権以外のその他の財産権として、工業所有権・船舶・國際運送中の動産などが含まれるものと解釈されていたが。

このように、我が国の場合は、厳格な属地主義を採用してきたが(破産法3条並びに関連する会社更生法4条)、昨今企業活動の國際化が急速且つ飛躍的に進んだ結果、企業の倒産手続きが始まった場合に國際的な問題が絡んでくるケースが増加している。即ち、倒産した日本企業が外国に資産を有し、外国で負債を負っている場合、或いは逆に倒産した外国企業が日本に資産・負債を有している場合など多くなっているものの、倒産手続きは属地主義による一国の司法権或いは行政権の下で、一国内に留まり、倒産企業の資産の散逸・債権者の有効且つ公平な救済の不可能という問題が生じる。

この問題を解決するためには、日本の倒産法制度では無理があるため、解釈論としてこれらの破産法並びに会社更生法の属地主義の解釈論として普及主義的な解決を提案する動きが大勢を占めるようになり、平成12年にその厳格なる属地主義の修正(破産法第3条の削除)が行われ、破産法制の普及主義への転換がなされている。

(2) 国家の商業活動

国家が外国の民間企業との間で結ぶ契約は、通常「国家契約(state contract)」と呼ばれるが、「国際契約(international contract)」、準国際協定(quasi-international contract)」、「トランスナショナル協定(transnational agreement)」、「経済開発協定(economic development agreement)」などと呼ばれる場合もこれに属する。このように、国家が自ら貿易に携わる「国家通商(state trading)」は、古い歴史を持つが、第一次世界大戦後大きく変わり、社会主義国家の出現で「国家通商」が国家生産体制の延長で国家の重要な任務となり、その傾向は第二次世界大戦

⁵⁾ 國際破産に関する文献としては、次のものを参照した。斉藤・麻上・林屋編『注解破産法(第3版)』青林書院、1998年、50 頁以下。伊藤眞『破産法(全訂第3版補訂)』有斐閣、2002年、151頁以下。竹内康二「國際破産への試論―属地主義、國際破産管轄を中心として一」『法学志林』第76巻第2号、45頁以下。青山義充「倒産手続きにおける属地主義の再検討」『民事訴訟雑誌』第25号、1979年、125頁以下。山本克巳「渉外性のある内国倒産手続きの諸問題―法人の破産と会社更生を中心に一」『民商法雑誌』第113巻第2号、1995年、167頁以下。貝瀬幸雄「國際倒産法における倒産保全処分」『倒産手続きと保全処分』「再斐閣、1999年、225頁以下。田頭章一「外国破産手続きの対内的効力と外国管財人による否認権の行使」『岡山大学法学会雑誌』第44巻第1号、75頁以下。早川吉尚「國際倒産の國際私法・國際民事手続法的考察」『立教法学』第46号、1997年、155頁以下。谷口安平「倒産手続きと在外財産の差し押えー属地主義再考のための一試論―」『手続法の理論と実践(下)』法律文化社、1981年、578頁以下。木林秀と『國際取引紛争(新版)』弘文堂、2000年、250頁以下。山本和彦「國際倒産の立法的課題』『ジュリスト』第1111号、40頁以下。小林秀之「わが国の倒産手続の対外的効力」『ジュリスト』第973号、1991年、60頁以下。河野俊行「倒産國際私法」『金融・商事判例』第1112号、147頁以下。道垣内正人「國際倒産における債権者平等―外国で弁済を受けた債権者の扱いー」『金融・商事判例』第1112号、115頁以下。小林秀之「國際倒産実務動向と民事再生手続要綱の属地主義化の検討」『債権管理』第86号、1999年、54頁以下。

後も拡大した。一方、資本主義国家も自国の経済成長のためには国家自らの国際取引への参加が必要となった。

特に発展途上国では、国家が強力なリーダーシップを発揮して経済開発を推進するためには、その輸出商品たる石油など一次産品の輸出を国家機関経由で行うことが多く、更に経済開発のための外国民間企業からの融資・コンセッション(concession)契約等の締結に国家契約が増大する結果となった。

従って、これらの国家契約が増えるに伴って、その契約から生じる国家の不法行為等様々な国家 と民間企業間の商事紛争が増える結果となる。

一方、国家の行う行為に関しては、その裁判による責任を免除するという考え方があり、それが 国家の裁判(権)免除或いは主権免除と呼ばれている。

裁判(権)免除(judicial immunity)とは、国家免除(state immunity)ないし主権免除(sovereign immunity)とも呼ばれ、国家が国際法上で、或る行為叉は国有財産を巡る争訴について、一般に自らの意思に反して、外国国家の裁判管轄権に抵触することがない慣習国際法上の原則である。

この裁判(権)免除の原則は、或る国家の裁判所は外国国家に対する訴訟に対しては一般に裁判管轄権を有しないと言うものであり、19世紀に形成された考えであるが、その後20世紀になり国家機能の変化並びに社会主義国家の出現とそれに伴う国家自体の経済分野への関わり合いの増加に伴い、その考え方自体が変化してきた。即ち、当初の考え方は「絶対免除主義」と言われるものであったが、その後「相対免除主義」ないし「制限免除主義」と言われる考え方が大勢を占める様になってきた。特に、第二次世界大戦後は後者の考え方が増え、米国が1952年に制限免除主義への転換を行ったのを始め、ドイツが1963年に連邦憲法裁判所の判断で制限主義へと変わる等、先進国での方向転換を行う国が増えるに至っている。

我が国の場合、これらの主権免除に関する数例の裁判例があるが、特に制限免除主義についての考え方の推移を見てみると、裁判例の中で主権免除を肯定しながらも初めて判決文の傍論ながら制限免除主義に理解を示したのは、平成10年12月25日の横田基地事件第二審で、この理解が平成12年12月19日のマーシャル諸島共和国事件第二審でも踏襲され、殆ど時を同じくして平成12年11月30日のナウル共和国事件第一審では明確な制限免除主義に基づき主権免除が否定された初めてのケースとなっている⁶。

しかしながら、その後これも殆ど時を同じくしての平成14年4月12日の横田基地事件最高裁判 決並びに平成14年3月29日ナウル共和国事件第二審においては、前者が主権免除を肯定しながら 免除主義についての考え方では、制限免除主義への理解に留まらずに原審より一歩踏み込んで制限 免除主義を肯定している。一方、後者のケースでは判決内容が原審で共和国と金融公社の双方に主

⁶⁾ 弊稿「国家の商業活動と裁判免除―ナウル共和国事件を中心にして―」『国際商取引学会年報』第6号(2004年)68頁以下。

権免除が否定されたのが、両者を分けて一部主権免除肯定・一部主権免除否定という結果となった ため、原審での制限免除主義の肯定結果が不明確なものとなっている。

更に、このナウル共和国第二審の判決結果について批判すれば、共和国の主権免除が肯定された 理由が、国家と私人間の主権免除条項放棄の合意は国家間の追認が必要である(放棄も国家から国 家に対してする必要あり)との考え方によるものであるが、この様な考え方が絶対免除主義とすれ ば、同一判決のなかに絶対免除主義と制限免除主義が混在することになり矛盾も甚だしいと言わざ るを得ない。

もっとも、これまでの判例上では「主権免除肯定イコール絶対免除主義」・「主権免除否定イコール制限免除主義」という区分けではなく、「主権免除肯定の場合でも絶対免除主義を前提にしつつ制限免除主義に理解を示す」と言った説明を併用して来ていることで混乱が起こっている様に思う。こうした併用的な説明をするよりは、「現下の主権免除に関する国際慣習法は制限的免除主義に則っており、その制限免除主義のもとで私法的・商事的なものと公法的・行政的なものの区別をすることで主権免除を肯定するか否定するかが決められる」との説明の方がすっきりとしている様に思う。そういう意味では、今回の最高裁判断は、裁判権免除の原則制限を明確化し、主権免除を認めた1928年の大審院決定を78年ぶりに行った判例変更であり、國際的な潮流となっていた制限免除主義への合流で、最近の下級審での世界の流れにそった対応を追認した形となったのは望ましいことであると考える。

Ⅲ. 最近の国際商事紛争と法の対応

1. 「知的財産推進計画2006」による産業財産権四法の改正

最近政府の「知的財産推進計画2006」に基づく知的財産権の保護のための種々の対応策が講じられているが、その中の急を要する対策に商標権侵害品である模倣品の我が国への不公正輸入の問題がある。

不公正貿易などにより知的財産権が侵害されるケースとしては、商標権・意匠権・特許権等が絡む模倣品が海外で生産され、それが我が国に搬入されるケース並びにそれらの模倣品が海外ではなくて、我が国自体で生産されて我が国の内部での直接的な販売を避けそれらの模倣品を一旦海外の特定の拠点に出し、その海外拠点から何らかに形で我が国に逆輸入されるケースが考えられる。但し、前者のケースでは、これまでの我が国への侵害による差し止め実績からすれば、その品目としてはバッグ類・キーホルダー類・衣類など商標権に関連する場合が殆どであり、それらの生産国は中国・韓国などが圧倒的である。また、後者のケースでは、まだ実績は多くないにしても、発明など技術の絡むわが国での生産が利点となる点では、特許権・実用新案権などの侵害が関連してくるように考えられる。

前者のケースでは、之までの水際作戦による不正輸入品としての阻止が可能であったが、後者の

ケースに対する防止策としては、「輸出」概念の見直しによる「看做し」侵害を特許法・商標法・ 意匠法などの改正により行うことが可能である。

この考え方は、昨年来知的財産関連法の「輸出」概念の見直しとして、産業構造審議会知的財産 政策部会などにおいて、権利侵害行為への「輸出」の追加或いは権利侵害行為への「譲渡を目的と した所持」の追加などが検討されてきた⁷⁾。

これは、この度の「意匠法などの一部を改正する法律案」として、今国会に提出され平成18年 6月1日に可決され、6月7日法律第55号として公布されたが、その模倣品対策についての骨子は次の通りである 8 。

- ① 侵害行為に模倣品の輸出を追加する(産業財産権四法)
- ② 譲渡等を目的として模倣品を所持する行為を侵害行為に追加する(意匠法・特許法・実用新案法)
- ③ 特許権・意匠権及び商標権の侵害在並びに営業秘密侵害罪について、懲役刑の上限を10年、 罰金刑の上限を1,000万円に引き上げる等の措置を講じる。

尚、これらの改正を受けて、関税定率法形成では申立て制度が輸出にまで拡張されることが予定 されているようである。

2. 平成18年7月21日最高裁判決―外国政府に対する代金支払請求事件―

第一審:平成13年8月 日東京地裁判決(控訴)

第二審:平成15年2月5日東京高裁判決(上告)

第三審:平成18年7月21日最高裁第二小法廷

先ず、事件の事実関係として、代理人経由パキスタン政府に日本企業 (原告:上告人) がコンピュータ並びに付属商品の売買契約を締結し納品したのにかかわらず代金支払いがないので、その支払いを求めた訴訟で、パキスタン側 (被告:被上告人) が反論しなかったために第一審東京地裁判決は請求を全面的に認めた。しかし控訴審ではパキスタン側は日本の大審院決定などを根拠に争い、逆転敗訴して日本企業側が上告していた。

今回の最高裁の判断は、次の三つの根拠でパキスタン政府相手の訴えを却下した第二審判決を破棄し、審理を差し戻す判決を下した⁹)。

⁷⁾ 前掲弊稿『CIPICジャーナル』第169号1頁以下参照。

⁸⁾ 平成18年3月経済産業省・特許庁「意匠法などの一部を改正する法律案」について(平成18年6月1日可決、6月7日公布法律第55号)。意匠法等の一部を改正する法律要綱の第2の「意匠権の効力の拡大として、「意匠権・特許権及び実用新案権の実施の定義並びに商標権の使用の定義に輸出を追加すること。」更に、第9の「意匠権等の侵害と看做す行為の見直し」として、「譲渡、貸渡し及び輸出を目的として意匠権・特許権及び実用新案権を侵害する物品を所持する行為を侵害と看做す行為とすること。」前掲田川和幸『L&T』No.32参照。弊稿「個人輸入と知的財産権の侵害-「知的財産推進計画2006」による模倣品流入の阻止に関して-」『CIPICジャーナル』第174号35頁以下。

⁹⁾ 裁判所ホームペイジ最高裁判例集平成15(受)1231号平成18年7月21日判決参照。 他に平成18年7月22日付け朝日新聞・産経新聞・京都新聞・中日新聞(いずれも夕刊)などを参照。弊稿「外国国家を相手とする商取引による紛争ー最高裁平成18年7月21日判決の意義-」『国際金融』第1171号14頁以下。

- ① 外国国家は、主権的行為以外の私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事 裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害する恐れがあるなど特段の事情がない限り、我が国 の民事裁判権から免除されない。
- ② 外国国家は、私人との間の書面による契約に含まれた明文の規定により当該契約から生じた紛争について我が国の民事裁判権に服することを約した場合には、原則として、当該紛争について、我が国の民事裁判権から免除されない。
- ③ 外国国家の行為が、その性質上、私人でも行うことが可能な商業取引である場合には、その行為は、目的の如何に係わらず、特段の事情がない限り我が国の民事裁判権から免除されない私法的ないし業務管理的な行為に当たる。

Ⅳ. 国際商事紛争の増加とその解決

昨今の国際商事取引に係わる紛争は、上述したようにその取引内容が貿易取引から技術取引・海外投資取引へと拡大するのに伴い、増加し且つその紛争内容が多様化・複雑化している。

従来、輸出入を中心とする貿易取引が我が国企業の国際商取引の主たる内容であったものが、サービス・技術取引並びに海外投資取引へとの拡大を見せると、従来の貿易取引に係わる紛争として、輸出入売買契約の履行面の紛争以外に、プラント取引・資源開発などの国際プロジェクトに係わるライセンス契約、外国国家を相手とする契約、プロジェクトファイナンス契約などが絡み合い、知的財産権・国際金融などの幅広い分野での紛争例が出てくることになる。更に、これから海外投資取引ともなると、海外生産に係わる製造物責任・環境公害問題などの分野での紛争なども加わってくる。

これらの多岐に亘る紛争のうち、今回取り上げた紛争例とその解決策としての立法・司法を通じての法の対応例を以下に比較してみる。

国際商事紛争の変容と法の対応例

旧システムでの根拠 新システムでの根拠 対応する立法及び司法

並行輸入

属地主義

商標機能論 (商標)

フレッドペリー事件

商標権独立原則

(平成15年2月27日最高裁判決)

国際消尽論(特許) BE

BBS特許事件

(平成9年7月1日最高裁判決)

特許権の侵害 属地主義

間接侵害による

「知財推進計画2006」による

輸出規制

産業財産権四法の改正

(平成18年6月7日)

職務発明

(外国特許権)

属地主義

特許法35条適用説

日立製作所事件第二審

(平成16年1月29日)

味の素事件第一審

(平成16年2月24日)

三菱電機事件第一審

(平成18年6月8日)

日立製作所事件最高裁判決

(平成18年10月17日)

国際破産

属地主義

普及主義

破産法3条1項(削除)

(平成12年破産法改正)

国家の商業活動 絶対的主権免除

制限的主権免除

パキスタン代金請求事件

(平成18年7月21日最高裁)

V. おわりに

国際商事紛争の増加・多様化・複雑化が目立つようになったのは、ガット体制からWTO体制 (TRIPS並びに国際投資協定など)へと移行した1995年(平成7年)が一つの目処となって、それらの変容する国際商取引の実態に合わせるための新レジームの考え方が台頭してきて、そのマグマが最近になって一斉に噴火しているようにも見られ、その一つが今回の平成18年7月21日の最高裁判決であり、いま一つが産業財産権四法の改正問題であると考える。

更にいま一つ、これもごく最近の出来事として、職務発明における外国特許権の効力に関する特許法35条の適用問題に対する平成18年6月8日の三菱電機事件東京地裁判決並びに平成18年10月17日の日立製作所事件上告審での最高裁判決であろう。特に、日立製作所事件はその上告審の司法判断が待たれていただけに、属地主義を修正する始めての最高裁での肯定例でもあり、極めて注目度の高い事件であった。

そういう意味で、今後とも同じような新聞の一面を飾るような新レジームによる法の対応が見られるような気がする。